

「日本ASEAN友好協力50周年」記念事業認定及び
オフィシャル・ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用の申請要領

2023年、日本と東南アジア諸国連合（以下、ASEAN）は、友好協力関係50周年となる節目の年を迎えます。日本政府とASEANは、この記念すべき年をできるだけ多くの人々と共に祝い、日ASEAN間の交流を一層促進するため、広く一般から日本及びASEAN加盟10か国で開催される様々な事業を公募し、50周年記念事業として認定します。申請の要領は下記のとおりです。

記

1 対象となり得る事業

- （１） 様々な分野において、日ASEAN間の相互理解を深め、友好を促進する事業。
- （２） 原則として、2023年1月から12月に日本又はASEAN加盟10か国で開催される事業。
- （３） 以下の各項目に該当しない事業。
 - ア 公序良俗に反する事業。
 - イ 日本又は開催されるASEAN加盟国の法令に違反する又は違反するおそれのある事業。
 - ウ 日本とASEANの友好関係の促進という周年事業の目的に合致しない事業。
 - エ 特定の主義、政治的な主張又は宗教の普及を目的とする事業。
 - オ 公益性に乏しい事業。
 - カ 営利を主たる目的とした事業。

2 申請の要領

- （１） 主催者は、原則として事業開催の6週間前までに、オンラインフォームから申請してください。また、下記については、添付ファイルで提出してください。
 - ア 事業の概要が分かる資料（企画書、出展作品リスト〈展覧会等の場合〉、作品の内容〈映画、演劇等の場合〉、プログラム、募集要項〈公募展、コンクール等の場合〉等）
 - イ 事業の収支予算書（別紙1.「収支予算書」）
 - ウ 主催団体の概要が分かる資料
 - ① 役員名簿
 - ② 定款又はそれに準ずる書類（規約、会則、寄付行為等）
 - ③ 団体等の沿革、事業実績、活動内容等
 - ④ 主催者と申請者が異なる場合、両者の関係を示す書類（契約書等）
- ※ ただし、官庁、外交団、領事機関、国際機関、地方公共団体、当省所

管の独立行政法人については、上記ア、イ及びウは省略可能です。

(2) 受け付けた申請は、「日本ASEAN友好協力50周年」連絡協議会事務局（以下、事務局という。）で審査され、概ね1か月後に主催者に結果が通知されます。50周年記念事業に認定された場合で、申請時にオフィシャルロゴの使用を希望していた場合は、事務局からデータを送付します。これにより、主催者は、各事業の広報媒体に公式ロゴを使用することが可能となります（ただし、主催者は、公式ロゴを使用した全ての広報資料を印刷前に提出し、許可を得てください。）。

3 事業終了後の報告

主催者は、事業終了後、2か月以内に実施報告書（「別紙2. 実施報告書」）を事務局に提出してください。提出いただいた報告書の内容は、50周年記念事業の広報資料に掲載される可能性があります。

4 留意事項

(1) 申請時における留意事項

- ア 申請時に提出された資料では不十分な場合、事務局から照会や追加資料の提供依頼を行うことがあります。
- イ 事業開催の6週間前を過ぎてからの申請の場合や、申請書類に著しい不備がある場合、審査をお断りすることがあります。
- ウ 審査の経緯等についてのお問い合わせにはお答えできません。

(2) 準備・実施時における留意事項

- ア 50周年記念事業として認定された場合でも、事業の実施に関わる全ての責任は主催者にあります。事業が認定されたことによって、外務省が何らかの責任を負うことはありません。
- イ 事業が中止される場合、又は事業が申請当時の内容から変更になる場合には、速やかに事務局に報告してください（「別紙3. 変更・中止届」）。
- ウ 以下に該当する場合には認定を取り消す可能性があります。
 - (ア) 事業が申請当時の内容から変更になったにもかかわらず、速やかに事務局に報告がなされない場合。
 - (イ) 申請書類に含まれない事業内容の詳細が後に判明し、又は事業が申請当時の内容から変更され、上記1(3)のいずれかに該当することになる場合。
 - (ウ) オフィシャルロゴの縦横比や色、デザインを変更した場合や、オフィシャルロゴを認定された事業以外に使用した場合。

5 問合せ

「日本ASEAN友好協力50周年」連絡協議会事務局

(国際機関日本アセアンセンター内) E-Mail : inquiries50th@asean.or.jp